

Ⅲ 子ども担当弁護士的活動

事例 1 親と交渉して自立と経済的援助の約束を取り付けたケース

◆◆◆ 医師以外は認めない親

東日本のある県の18歳の女性が、高校卒業と同時に家出して子どもの人権110番の電話をかけてきた。父親は医療関係者で、娘の看護師志望を認めず、医学部に進学して医師になる道だけを強要し、現役の時には国立の医学部を受けさせ、浪人することになってからも東京の一流予備校の医学部進学コースに遠距離通学することを要求した。逆らうと本人を怒鳴ったり、「しつけが悪い」と母親を責めたりした。これ以上家にいられないので、東京でアルバイトをしながら次年度の看護専門学校に進みたいと決意し、家出をしたところだ、とのこと。

相談電話を受けた弁護士に私が応援することになり、「子どもの家」入居の目処をつけて上京を促し、面会してあらためて入居意思を確認したうえ、その日のうちに入居した。それと同時に本人の依頼をうけて両親に電話をかけた。弁護士会に子どもの人権の委員会があり電話相談をしていること、連携している子どものシェルターがあり弁護士も運営に関わっていること、費用の心配は要らないこと等々。両親は一応は安心したようで、数日後に東京で会うことになった。

◆◆◆ 「娘のわがままです」

面会しての言い分は「娘のわがままである、戻れば家出のことは忘れて生活するつもりなので、すぐ戻るように伝えてほしい」という調子であった。本人からも手紙を書いて気持ちを詳しく述べ、

それに対して親は、これまでの娘の悩みを十分理解しない手紙を書いた。やっと看護師志望を認めてからも、「高校時代のボーイフレンドが東京付近にいるから心配だ」との理由で東京でのひとり暮らしはなかなか認めようとしなかった。

最終的には家裁に扶養請求調停を申し立て、自立を前提にしての生活費援助を求めざるを得ない（前例はある）と考えて、親元に交渉に赴き、長時間話し合った末に、看護師志望と東京でのひとり住まい（連帯保証人になることも含めて）を認めることで合意してくれたので、調停申立はしないですんだ。本人の上京後約1か月の解決であった。

◆◆◆ その後の状況

その後、本人がアパートを探し、不動産屋での契約には両親も上京した。毎月の仕送りも順調に送金されている。本人はアルバイトをしながら独学で受験準備をするなど頑張っている。家計簿もつけており、私が時々見せてもらってアドバイスをしている。親との関係も少しずつ修復されつつあるところである。

このケースは、両親が弁護士を「子どもの代理人」と認めたこと、調停を両親も好まなかったこと、経済的に余裕があったこと等々が、話し合いによる解決を早めたと思われる。比較的ラッキーな解決ができたケースであった。

(子どもの人権と少年法に関する特別委員会
委員 平湯 真人)

事例2 試験観察事例について



帰る場所のない少年

私が法律扶助協会からの依頼で付添人をするようになったある少年は、少年保護事件としては非常に軽微なもので、通常であれば10中8、9保護観察で終わるケースだった。

しかし、この少年はもともと人生の半分を施設で過ごしており、親元へ帰れない事情があった。施設を出た後は住み込みの仕事を転々としていたが、審判の時点では無職であり、帰る場所がなかった。保護観察処分は、具体的には少年の住所地を管轄する保護観察所の保護観察に付すという決定なので、住所が定まっていなければ、家庭裁判所は保護観察処分を下せない。そのため、家庭裁判所としては、住むところを定めるまで、一旦試験観察ないしは補導委託にするしかなかった。



「もがれた翼」の1シーンを思い出して

当初は、調査官が当たりを付けた補導委託先が引受を表明してくれていたもので、私も安心していった。ところが、審判の数日前になって、突然調査官から電話があり、委託予定先の事情で受け入れられなくなった、このままでは少年院しかない、と告げられた。私は、あまりのことに驚いたが、咄嗟に「もがれた翼Part11」で「カリヨン子どもの家」に補導委託の少女が入所するシーンを思い出した。

「…カリヨンではどうでしょう」

裁判所は「子どもの家」の存在を知らなかったが、坪井節子弁護士が代表となり、東京弁護士会の弁護士が中心になって作ったNPO法人が運営していることを説明すると、すぐに信用してくれた。家庭裁判所の登録委託先になっていないため補導委託にはできないが、在宅試験観察としてなら可能とのことだった。

すぐにカリヨン事務局に電話し、事情を説明し

たところ、快く受入可能とのお返事をいただくことができた。翌々日にはカリヨン担当弁護士に鑑別所まで一緒に行っていただき、無事、審判前に入所意思確認と申込手続も終えることができた。その日は大変な大雨で、鑑別所から最寄りの氷川台の駅まで歩く間にずぶぬれになった記憶がある。



初めての経験、何事も相談しながら

審判前日、裁判所から、在宅試験観察先の住所を審判書に書かなければならないがどうしたらよいか、と問い合わせがあった。シェルターであることを説明し、住所は明かせないと言ってあったのだが、住所を書かないわけにはいかないという。しかし、審判書に記載すると、親が閲覧しようと思えば閲覧できてしまい、「子どもの家」に押しかけられるリスクが発生する。そこで、坪井弁護士と相談し、カリヨン事務局の住所で代替できないかと裁判所に申し入れ、結局、審判書には事務局の住所を記載することになった。

また、調査官から、審判終了後に一緒に「子どもの家」に行きたいという話があった。これも私1人では判断できなかったもので、カリヨン事務局に確認してから返事をした。

私にとっても、カリヨンにとっても、裁判所にとっても初めての経験で、何事も相談しながら進めていった。

審判当日、「子どもの家」に着くと、スタッフの方は、私と調査官の分も昼食を用意して待っていてくださった。少年はまだ10代の身で自立を迫られた状況にあり、その先の道も険しく遠いと感じてはいたが、3人で食卓を囲んでいると、とりあえず一步を踏み出せたのかなと、少し心が軽くなるような気がした。

(子どもの人権と少年法に関する特別委員会
事務局次長 武藤 暁)

事例3 「子どもの家」から養育家庭へと繋がったケース

父親からの虐待、不登校、家庭内暴力

A君は幼い頃から父親より激しい精神的・身体的虐待を受けていた。中学に入り父親に反抗するようになると、父親はA君を荷物ごと放り出したため、A君は近くの祖母宅を占拠して不登校となった。A君は家屋を壊したり、母親を武器や刃物で脅し、食べ物を運ばせたり金をせびったりするなどの家庭内暴力が続いていた。

A君が14歳の時、母親からの相談を受けた精神保健福祉センターが中心となって、警察、保健所、精神科病院、児童相談所等と連携を取りながらA君に関与していたが、限界を感じた精神保健センターがT弁護士に本件を相談し、「子どもの家」へと繋がった。高校1年時、T弁護士が子ども担当となって「子どもの家」へ入居し、父親との交渉のうえ約1か月半後に自宅へ戻った。しかし、A君は父との軋轢に耐えきれず、自宅に戻ってから2か月後、父親から自立するとの決意で、再び「子どもの家」に入居した（児童相談所による一時保護委託）。当職が担当したのはこの2度目の入居からである。

資格取得が大きな自信に

具体的な行き先の見えない中、当職はA君と共に、通院先の精神科医師の意見を聞いたり、福祉事務所で生活保護受給の可能性を探ったり、養護施設・自立援助ホームをいくつも訪問・見学するなどして、文字通り手探りでA君と一緒に今後の生活設計を考える日々が続いた。

A君はなかなか行き先が決まらず、時には精神的に不安定になりながらも、福祉に明るいスタッフの影響からホームヘルパー2級の勉強を始め、「子どもの家」退所までに見事資格を取得し、さらに郵便局のアルバイトも1か月間続けられたこと

もあって、これらが大きな自信へとつながっていった。彼がこれほどまでに精神的に大きな成長を見せたことは、「子どもの家」のスタッフや精神保健福祉センター職員らを驚嘆させた。

権利の擁護者としての弁護士の存在

自らの足で施設を廻り、また多くの大人との話し合いを重ねてゆく中で、A君は養育家庭での暖かい暮らしを強く望むようになった。しかし一方、権限を持つ児童相談所は当初、過去のA君の経歴などから養育家庭など「全くありえない」というスタンスで、彼の行き先としては自立援助ホームしかないという姿勢をなかなか崩さなかった。当職はA君の代理人として児童福祉司とやりとりを重ね、彼の思いを意見書にまとめて児童相談所に提出し、さらには児童相談所でケースワーク会議を開催して、「子どもの家」のスタッフ、精神保健福祉センター、児童相談所、そして当職を含めた9名ものメンバーで夜遅くまで意見交換を行なった。カリヨンケースとしてはやや長い4か月近くを要したが、その間に各関係機関と常に連携を取り、また、子どもの委員会の多くの先輩方からの協力を受けて、当初は「全くありえなかった」はずの養育家庭での生活が、最終的に実現することとなったのである。

一時保護委託を受けている「子どもの家」と児童相談所との間の協力関係に配慮しつつも、時に、児童相談所と子ども本人の意向が異なる本件のような場合に、代弁者・権利の擁護者としての弁護士の存在が重要であることを実感した。

現在A君は、養育家庭のもつとで、ヘルパー資格を生かした仕事に就き、またサポート校への通学も始めている。

(子どもの人権と少年法に関する特別委員会
事務局次長 山下 敏雅)